

【もの忘れ相談連携フロー図】

連携手順

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に、本人または家族から認知症に関する相談があった場合、認知症未診断・未治療であることが確認できたら「もの忘れ相談シート」を作成し、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所からかかりつけ医等医療機関に送付。

※認知症専門医療機関の受診が必要な場合、①→②→③→④の手順となる。

※認知症専門医療機関に受診が必要ない場合、①→④の手順となる。

